

畜産物の表示(肉類(カットしたものや単に凍結させたものを含む)、食用鳥卵で殻付きのもの)

畜産物に必ず表示しなければならない事項は、名称と原産地です。

また、食肉には、業界ルールである「食肉の表示に関する公正競争規約」による表示事項もあります。

◆食肉の表示

●対面販売のもの

① 食肉の種類・部位・用途

② 原産地

◆国産品は、**国産**と記載します。

ただし、**最も長い期間飼養した**都道府県名、市町村名その他

一般に知られている地名を原産地として記載することができます。

※複数の産地で飼養された場合は、**最も飼養期間が長い場所を原産地**とします。

◆輸入品は、**原産国名**を記載します。

③ 量目及び販売価格(100g当たりの価格)

④ 冷凍及び解凍肉にあってはその表示

●容器包装に入れたもの

① 食肉の種類・部位・用途

② 原産地

③ 冷凍及び解凍肉にあってはその表示

④ 100g当たりの価格

⑤ 量目

⑥ 販売価格

⑦ 消費期限または賞味期限及び保存方法

⑧ 加工者の氏名または名称、加工(包装)所の所在地

●「牛の個体識別番号」について

特定牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により、**個体識別番号の表示**が義務づけられています。(詳しくは、中国四国農政局愛媛県拠点TEL:089-932-1379にお問い合わせください。)

【ご存知ですか?】

上記に加え、生食用の牛肉(内臓除く)は、次の表示事項も必要です。

◆生食用牛肉(内臓除く)の表示

●飲食店など店舗で、容器包装に入れずに提供・販売する場合

店頭、メニューなど店舗の見やすい場所に、下記2点を表示する必要があります。

① 一般的に食肉の**生食は食中毒のリスク**があること

② 子供、高齢者、食中毒に対する抵抗力の弱い人は**食肉の生食を控えるべき**こと

●容器包装に入れて販売する場合

上記①・②に加え、容器包装の見やすい場所に下記3点を表示する必要があります。

③ **生食用**であること

④ とさつ、または解体が行われた**と畜場の所在地の都道府県名**(輸入品の場合は原産国名)、**と畜場の名称**(及びと畜場である旨)

⑤ 生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた**施設の所在地の都道府県名**(輸入品の場合は原産国名)、**加工施設の名称**(及び加工施設である旨)



国産	牛モモ焼肉用	(解凍)
保存温度	4°C以下	
個体識別番号	0123456789	
消費期限	24.3.31	加工年月日 24.3.29
100g	当たり(円) 398	価格(円)
内容量(g)	75	298
加工者	〇〇株式会社 〇〇店	
	愛媛県〇〇郡〇〇町〇一〇	

※ _____ は公正競争規約による業界独自の表示項目